

枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定の方角性について

1. 現計画の概要について

(1) 計画期間

2013（平成 25）年度から 2022（平成 34）年度までの 10 年間

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の 4 種類。

(3) 対象とする地域

計画の対象地域は、枚方市全域。

(4) 対象とする主体

計画の対象となる主体は、本市の温室効果ガスの排出にかかわるすべての市民、事業者、行政
のあらゆる主体。

(5) 温室効果ガス排出量の削減目標と基準年度

中期目標① 2020（平成 32）年度（国の中期目標年度）

温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度比で 25%以上削減

中期目標② 2022（平成 34）年度（本計画の最終年度）

温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度比で 29%以上削減

長期目標 2050（平成 62）年度（国の長期目標年度）

温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度比で 80%以上削減

2. 現計画における取り組み実績

(1) 市域の温室効果ガス削減目標と現状

年度	平成 2 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
温室効果ガス排出量	2,288,225 t-CO ₂	2,481,060 t-CO ₂	2,427,234 t-CO ₂
基準年度比	(基準年度)	8.4%増加	6.1%増加

東日本大震災以降、CO₂ 排出量が多い火力発電に依存した電源構成へ変化したことから、電気
の使用による CO₂ 排出量が大幅に増加し、結果として、市域のエネルギー消費量は減少したに
もかわらず、市域の CO₂ 排出量は、基準年度よりも増加しています。

(2) 計画に基づく主な施策

「第 2 次枚方市環境基本計画事業計画」の中で、本計画に基づく事業を位置づけており、平成 28 年度は、51 の事業を実施しています。

基本方針1 再生可能エネルギーの利用拡大

○大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」を設置

- ・淀川衛生工場の敷地内空きスペースにて出力 600kW の大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」を設置

○公共施設への太陽光発電システムの導入

- ・公共施設(25 か所)に太陽光発電システムを導入(計 1,124.6kW)
- ・第一次避難所でもあるサプリ村野や 6 つの小学校等に、災害時にも対応できるよう太陽光発電設備(10kW)と蓄電池(5kWh)を設置

○住宅用太陽光発電システムの導入促進

- ・住宅に太陽光発電システムの設置を行った市民に経費の一部を補助(平成 25・26 年度 合計 1,301 件)

基本方針2 省エネルギー・省 CO₂ 活動の促進

○エコライフ推進事業の実施

- ・「ひらかたライトダウン」、「ひらかたエコライフキャンペーン」、「ひらかたエコチェック DAY」などを実施するとともに、「エコフォーラム」を開催することで、年間を通してエコライフの普及啓発を実施

○環境情報コーナーの充実と「ひらかた環境ネットワーク会議」との連携

- ・平成 25 年度に、リニューアルオープンしたサプリ村野の「環境情報コーナー」において、環境ネットワーク会議と協力して環境セミナーの開催や省エネナビの貸し出し、エコドライブの講習などを実施

○「地球温暖化対策協議会」との連携

- ・枚方市地球温暖化対策協議会と連携し「環境広場」や「省エネセミナー」の開催など、様々な啓発活動を実施

基本方針3 低炭素化につながる環境整備の推進

○公共交通機関の利用促進

- ・市内転入者に対して、枚方交通タウンマップを配布するとともに、マップを利用したスタンプラリーを実施

○緑の保全

- ・「花と緑のまちづくり基金」を活用し、市民が主体となる緑化活動の整備にかかる経費を支援

○ヒートアイランド対策の推進

- ・環境省のモデル事業として、岡本町公園及び京街道の一部でヒートアイランド対策の適応策を実施
- ・打ち水大作戦を実施するとともに、緑のカーテンモニターを募集し、コンテストを実施。

基本方針4 循環型社会の構築に向けた活動の推進

○スマートライフの普及・啓発

- ・4R を推進するため、市民・事業者と連携・協力しながら、スマートライフの普及・啓発を実施

○清掃工場の施設見学による環境啓発

- ・穂谷川清掃工場及び東部清掃工場の施設見学を通して、ごみの適正処理、ごみの分別、ごみの減量等についての啓発を実施

○リサイクル活動の促進

- ・「ひらかた夢工房」において、講習会や発表会を開催

3. 現計画策定以降の社会状況の変化と新たな課題

①国際的な動き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015（平成 27 年）11 月から 12 月にかけてパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（平成 32）年以降の温暖化対策の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016（平成 28 年）11 月に発効した。 <p>（協定の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業革命前からの平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるよう努力する。 ・ 今世紀末には、人為的な温室効果ガスの実質排出量ゼロをめざす。 ・ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新。
---------	---

②我が国の動き	社会状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災に起因する原子力発電所の停止に伴う電力需給のひっ迫等から、多様なエネルギー供給の確保、エネルギーの自立・分散化が求められている。 		
	新たな目標設定と計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013（平成 25）年 11 月に、「2020（平成 32）年度の温室効果ガスの排出量を 2005（平成 17）年度比で 3.8%削減」とする目標を決定。 		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="563 965 635 1173">計画等</td> <td data-bbox="635 965 1406 1173"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014（平成 26）年 4 月にエネルギー政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」を策定。 ・ 2015（平成 27）年 7 月に、「長期エネルギー需給見通し」を決定し、2030（平成 42）年度のエネルギーミックスを定めた。 </td> </tr> </table>	計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014（平成 26）年 4 月にエネルギー政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」を策定。 ・ 2015（平成 27）年 7 月に、「長期エネルギー需給見通し」を決定し、2030（平成 42）年度のエネルギーミックスを定めた。
		計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014（平成 26）年 4 月にエネルギー政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」を策定。 ・ 2015（平成 27）年 7 月に、「長期エネルギー需給見通し」を決定し、2030（平成 42）年度のエネルギーミックスを定めた。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015（平成 27）年 7 月に、2030（平成 42）年度のエネルギーミックスを前提として、「2030（平成 42）年度に温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減」する目標を決定し、約束草案として国連に提出。 				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="563 1413 635 1688">計画等</td> <td data-bbox="635 1413 1406 1688"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015（平成 27）年 11 月に、気候変動の影響による被害を軽減するため、「気候変動の影響への適応計画」を策定。 ・ 2016（平成 28）年 5 月に、国連に約束草案として提出した温室効果ガスの削減目標「26%削減」の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定。 </td> </tr> </table>	計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015（平成 27）年 11 月に、気候変動の影響による被害を軽減するため、「気候変動の影響への適応計画」を策定。 ・ 2016（平成 28）年 5 月に、国連に約束草案として提出した温室効果ガスの削減目標「26%削減」の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定。 		
計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015（平成 27）年 11 月に、気候変動の影響による被害を軽減するため、「気候変動の影響への適応計画」を策定。 ・ 2016（平成 28）年 5 月に、国連に約束草案として提出した温室効果ガスの削減目標「26%削減」の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、地球温暖化対策計画の中で、2050（平成 62）年までの長期目標として「温室効果ガス 80%削減」を位置づけ。 				
新たな動き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定価格買取制度とともに、電力・ガスの小売自由化が開始される。 ・ 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない今後の気温上昇による影響に対して、地球温暖化対策やヒートアイランド対策の「適応策」の推進が求められている。 ・ 国により、水素社会の実現に向けたロードマップが示された。 			

5. 計画改定の方向性について

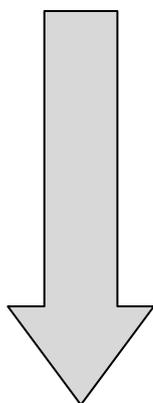
(1) 計画の基本的事項について

項目	現行計画	見直しの考え方
計画の位置づけ	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画 ・「第 2 次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画	変更なし
計画期間	10 年間 2013 (平成 25) 年度から 2022 (平成 34) 年度まで	5 年間 2018 (平成 30) 年度から 2022 (平成 34) 年度まで
計画の見直し時期	概ね 5 年後に中間見直し (国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直し)	国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直し
目標の基準年度	1990 (平成 2) 年度	2013 (平成 25) 年度
目標年度	中期目標① 2020 (平成 32) 年度 (国の中期目標年度) 中期目標② 2022 (平成 34) 年度 (本計画の最終年度) 長期目標 2050 (平成 62) 年度 (国の長期目標年度)	短期目標 2022 (平成 34) 年度 (本計画の最終年度) 中期目標 2030 (平成 42) 年度 (国の中期目標年度) 長期目標 2050 (平成 62) 年度 (国の長期目標年度)
対象とする地域	枚方市域全域	変更なし
計画の主体	本市の温室効果ガスの排出に関わるすべての市民、事業者、行政のあらゆる主体	変更なし
対象とする温室効果ガス	・二酸化炭素 (CO ₂) ・メタン (CH ₄) ・一酸化二窒素 (N ₂ O) ・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	変更なし

(2) 計画の目標について

【現計画の目標】

中期目標① 2020 (平成 32) 年度 (国の中期目標年度)	温室効果ガス排出量を 1990 (平成 2) 年度比で <u>25%以上削減</u>
中期目標② 2022 (平成 34) 年度 (本計画の最終年度)	温室効果ガス排出量を 1990 (平成 2) 年度比で <u>29%以上削減</u>
長期目標 2050 (平成 62) 年度 (国の長期目標年度)	温室効果ガス排出量を 1990 (平成 2) 年度比で <u>80%以上削減</u>



【国の目標】

		目標年度① 2020 (平成 32) 年度	目標年度② 2030 (平成 42) 年度	目標年度③ 2050 (平成 62) 年度
削減目標	新	2005 (平成 17) 年度比で <u>3.8%以上の削減</u>	2013 (平成 25) 年度比で <u>26%削減</u>	80%削減
		1990 (平成 2) 年度比で換算すると <u>5.5%増加</u>	1990 (平成 2) 年度比で換算すると <u>18%の削減</u>	
	旧	1990 (平成 2) 年度比で <u>25%削減</u>	—	

国の新しい削減目標と整合した場合

短期目標 2022 (平成 34) 年度 (本計画の最終年度)	→温室効果ガス排出量を 2013 (平成 25) 年度比で <u>9%以上削減</u>
中期目標 2030 (平成 42) 年度 (国の中期目標年度)	→温室効果ガス排出量を 2013 (平成 25) 年度比で <u>26%以上削減</u>
長期目標 2050 (平成 62) 年度 (国の長期目標年度)	→温室効果ガス排出量を <u>80%以上削減</u>

(3) 計画に新たに盛り込む施策について

- 再生可能エネルギー普及促進策の再検討
- 地球温暖化の進行がもたらす気候変動への適応策を計画に位置付け
- 目標達成に必要な家庭部門の削減の取り組み（啓発）を強化
- 創エネ・高効率機器の導入促進
- 現計画策定以降に、新たに策定された分野別行政計画に位置付けられている施策との整合

6. 市民・事業者に対するアンケート調査（補完調査）

区 分	内 容
目 的	現計画策定時からの市民・事業者の地球温暖化対策に係る意識やニーズの変化を把握し、地球温暖化対策実行計画改定の基礎資料とするため。
対 象	市民 事業者
調査時期	平成 29 年 7 月から 9 月（予定）
調査・回収方法	市政モニターアンケート、地球温暖化対策協議会会員への依頼等
アンケート項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化問題の認知度 ・省エネ・省 CO₂ 設備の普及状況 ・建築物の省エネ・省 CO₂ 対策の実施状況 ・マイカー・公共交通機関の利用状況 ・その他の取り組み状況 など